

(別紙)

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和5年3月31日

伊那市長 白鳥 孝

記

1. 協議した場を設けた区域の範囲

富県桜井地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和5年3月24日

3. 当該地区における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数

（法人 1 経営体  
個人 3 経営体  
集落営農（任意組織） 一組織）

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

地域を網羅する農事組合法人と認定農業者等で対応できている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

個別対応で実施する。

6. 地域農業の将来のあり方

富県地区農業振興センターを基軸とし、①農事組合法人に農地を集積集約し、米作を基幹に複合経営に取組む。②法人経営をささえる後継者の育成と法人等の体制整備を図っていく。③農地中間管理機構等を活用して地域内農地の出し手応募者と受け手の結びつきを強化していく。